

グリーン調達について

大阪府立大学では、環境負荷の低減を図るため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「大阪府循環型社会形成推進条例」の規定に基づき、平成 25 年度から「グリーン調達」を実施しています。

物品購入等においては、「大阪府立大学グリーン調達方針」に基づき、環境物品等を購入、契約するようにお願いします。

【対象とする範囲】

法人のすべての組織が行う原材料、部品、製品などの物品や役務（以下「物品等」という。）の調達とします。

※物品等の調達には、次のものが挙げられます。

- ①売買契約に基づく物品等の購入
- ②賃貸借契約（リース契約・レンタル契約）に基づく物品等の借入れ
- ③複写サービス契約等によるサービスの提供に関連する物品等の継続的使用
（例：複写サービス契約によるコピー機の使用）

【基本原則】

- ①物品の製造や廃棄の段階で、環境への負荷が大きいことを踏まえ、調達に当たっては、修理等により長期間使用できるものを優先させることとします。
- ②物品等の調達に当たっては、製造、使用、廃棄までのライフサイクルにおいて環境への負荷が小さいものとしします。

【取り組む物品等及び環境に配慮した契約の推進】

- (1) 取り組みを推進する物品等

別表の 20 分野で、「判断基準」に適合した物品等の調達を推進してください。

- (2) その他の物品等

別表以外の物品等の調達に当たっては、「基本原則」の考え方に則り、調達に努めてください。

- (3) 環境配慮契約の推進（入札等に付する契約のみ）

電気の供給を受ける契約、自動車の調達に関わる契約において、推進してください。

【物品の調達方法】

物品等の選択は別表の判断基準等により、下記のとおり、調達してください。

- 物品等を購入または注文する際、関係業者に「環境物品」であることを確認してください。
- 納入印刷物や役務など、仕様を指定する場合は、「大阪府立大学グリーン調達方針に適合するように」と指定してください。
- その他、環境物品等がない場合は、環境ラベルなどを参考に調達してください。

分野	数値目標	判断基準等
1 紙類	100% (A4判換算枚数)	下記 URL 参照
2 納入印刷物	100% (契約件数)	
3 文具類	100% (金額)	
4 オフィス家具等	100% (台数)	
5 OA機器	100% (台数)	
6 携帯電話	100% (台数)	
7 家電製品	100% (台数)	
8 エアコンディショナー等	100% (台数)	
9 温水器等	100% (台数)	
10 照明	100% (金額)	
11 自動車等	100% (台数)	
12 消火器	100% (台数)	
13 制服・作業服	100% (金額)	
14 インテリア・寝装寝具	100% (金額)	
15 作業手袋	100% (金額)	
16 その他繊維製品	100% (金額)	
17 設備	別記記載のとおり	
18 防災備蓄用品	100% (金額)	
19 工事	別記記載のとおり	
20 役務	別記記載のとおり	

【その他】

(1) 調達目標等の設定

本方針の調達目標等については、毎年度実績等を踏まえ、必要に応じて見直します。

(2) 推進体制

本方針の推進は、「環境教育研究センター」の「環境報告書企画・評価会議」において行います。

(3) 実績の公表

数値目標を定めた物品等については、「環境報告書企画・評価会議」が関係部署の協力を得て、調達の実績を毎年度集計し、その概要をとりまとめ、環境報告書等により公表します。

(4) 調達の推奨

特に調達を推進する必要があると認められた製品については、具体的な品目の情報を提供し、調達を推奨するものとします。

(5) 調達時の留意点

必要とされる機能や性能などを有する物品で、本方針の「判断基準」を満たす物品が市場にない場合等、「判断基準」を満たす物品の調達が困難だと思われる場合や環境に配慮した契約の推進が困難な場合は「環境報告書企画・評価会議」において取り扱いを検討します。

関連サイト：

問合せ先（メール）：

21世紀科学研究機構環境教育研究センター eco-question@21c.osakafu-u.ac.jp